



市 章

大津市公報

平 成 25 年 3 月 22 日
号 外 (第 18 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

条 例	目 次
19	大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例..... 1
20	大津市リサイクルセンター木戸設置条例..... 7
21	大津市新型インフルエンザ等対策本部条例..... 9
22	平成25年度における職員の給与の特例に関する条例..... 9
23	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に 関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例.....10
24	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....11
25	大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....13
26	大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例.....13
27	大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例.....13
28	大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....15
29	大津市文芸奨励基金条例の一部を改正する条例.....15
30	大津市手数料条例の一部を改正する条例.....15
31	大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....15
32	大津市立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例.....16
33	大津市道路占用料条例の一部を改正する条例.....16
34	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....17
35	大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例.....17
36	大津市ガス供給条例の一部を改正する条例.....18
37	大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例.....23

条 例

大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第19号

大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定めるところにより、選定に参加する法人その他の団体（以下「法人等」という。）に必要な資格、管理の基準その他選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、本市の施策その他の事由により公募の方法によらないことについて合理的な理由があるときは、市長等は、公募によらず、指定施設（指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせようとする法人等を指名することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等（前条ただし書の規定により公募によらないこととされる指定施設にあっては、同条ただし書の規定による指名を受けた法人等に限る。）は、規則等で定めるところにより、事業計画書その他市長等が必要と認める書類を添えて市長等に申請しなければならない。

(指定候補者の選定)

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る指定施設に関する条例で定める指定

の基準に照らして審査した上、指定管理者の候補となる法人等（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

2 市長等は、指定候補者を選定したときは、指定候補者以外の前条の規定による申請をした法人等（以下「非選定者」という。）に対し、指定管理者に指定しない旨を通知するものとする。

3 市長等は、第 1 項の規定により指定候補者を選定した後、法第 244 条の 2 第 6 項の規定による市議会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者に対し指定管理者に指定しない旨を通知するとともに、非選定者の中から指定候補者を選定することができる。

（指定管理者の指定）

第 5 条 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が市議会において可決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長等は、前項の議案が市議会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の通知をするものとする。

（業務の休止）

第 6 条 指定管理者は、天災その他の事由により指定施設の管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において、当該業務の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。

（原状回復義務）

第 7 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった指定施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認められたときは、この限りでない。

（市長等による管理）

第 8 条 市長等は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、指定施設に係る条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

指定管理者が第 6 条の規定による市長等の承認を受けて管理の業務の全部又は一部を休止したとき。

2 前項の規定により市長等が指定施設の管理の業務の全部又は一部（利用料金の収受を含む場合に限り。）を行うときは、新たに指定管理者を指定し、又は管理の業務の停止若しくは休止の期間が終了するまでの間、当該指定施設に係る条例に定める利用料金の上限額を超えない範囲で規則で定める使用料を徴収する。

（個人情報の保護等）

第 9 条 指定管理者は、指定施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は指定施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

（指定管理者の指定等の告示）

第 10 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者を指定したとき。

法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

指定管理者の名称その他の規則等で定める事項に変更が生じたとき。

（指定管理者選定委員会）

第 11 条 指定候補者の選定を行うため、市長等の附属機関として、次の各号に掲げる指定施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

市民部が所管する指定施設 大津市市民部指定管理者選定委員会

福祉子ども部が所管する指定施設 大津市福祉子ども部指定管理者選定委員会

健康保険部が所管する指定施設 大津市健康保険部指定管理者選定委員会

産業観光部が所管する指定施設 大津市産業観光部指定管理者選定委員会

都市計画部が所管する指定施設 大津市都市計画部指定管理者選定委員会

建設部が所管する指定施設 大津市建設部指定管理者選定委員会

教育委員会が所管する指定施設 大津市教育委員会指定管理者選定委員会

2 市長等は、指定候補者の選定を行うときは、前項各号に掲げる選定委員会に諮問しなければならない。ただし、その設置目的若しくは事業の内容が密接に関連し、又は一の敷地若しくは建物に存する 2 以上の指定施設の管理を同一の指定管理者に一体的に行わせようとする場合において、市長等が諮問しなければならない選定委員会が 2 以上であるときは、市長等は、当該 2 以上の選定委員会のうち諮問すべき選定委員会を決定し、当該決定した選定委員会に諮問することができる。

3 選定委員会は、市長等の諮問に応じ、指定候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

第12条 選定委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。ただし、第 2 号に掲げる委員の数は、委員の半数を超えてはならない。

学識経験を有する者

市長等が指名する市職員

3 前項第 1 号に掲げる委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 選定委員会に、必要に応じ、2 人以内の特別委員を置くことができる。

6 特別委員は、市職員以外の者のうちから市長等が委嘱する。

7 特別委員の任期は、市長等が必要と認める期間とする。

8 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

10 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

11 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

第13条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前 2 項の規定による会議又は議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 選定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（大津市都市公園条例の一部改正）

第 2 条 大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の 3 の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第13条の 3 第 4 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第13条の 4 を削り、第13条の 5 を第13条の 4 とする。

（大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 3 条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第11条第 4 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第12条第 3 項及び第 4 項を削る。

（大津市立障害者福祉センター条例の一部改正）

第 4 条 大津市立障害者福祉センター条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第 9 条第 4 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市民会館条例の一部改正)

第5条 大津市民会館条例 (昭和49年条例第43号) の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市市民プール条例の一部改正)

第6条 大津市市民プール条例 (昭和50年条例第33号) の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市大谷乗馬場条例の一部改正)

第7条 大津市大谷乗馬場条例 (昭和52年条例第1号) の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市自転車駐車場条例の一部改正)

第8条 大津市自転車駐車場条例 (昭和54年条例第37号) の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市漁港等管理条例の一部改正)

第9条 大津市漁港等管理条例 (昭和55年条例第2号) の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第17条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

(大津市老人福祉センター条例の一部改正)

第10条 大津市老人福祉センター条例 (昭和55年条例第20号) の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第11条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第12条第3項及び第4項を削る。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正)

第11条 大津市勤労福祉センター条例 (昭和60年条例第2号) の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正)

第12条 大津市立森林キャンプ村条例 (昭和62年条例第4号) の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部

分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市総合保健センター条例の一部改正)

第13条 大津市総合保健センター条例(昭和63年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条を削る。

第11条第3項及び第4項を削り、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

(大津市街並み博物館条例の一部改正)

第14条 大津市街並み博物館条例(平成2年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(平成5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第16条 大津市老人デイサービスセンター条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第12条第3項及び第4項を削る。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正)

第17条 大津市伝統芸能会館条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

(大津市斎場条例の一部改正)

第18条 大津市斎場条例(平成7年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条を削る。

第10条第3項及び第4項を削り、同条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

(道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第19条 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(平成8年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第11条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正)

第20条 大津市ふれあいプラザ条例 (平成 9 年条例第41号) の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「 手続 」を「 基準 」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第 9 条第 4 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市自動車駐車場条例の一部改正)

第21条 大津市自動車駐車場条例 (平成 9 年条例第42号) の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「 手続 」を「 基準 」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第11条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正)

第22条 大津市スカイプラザ浜大津条例 (平成10年条例第25号) の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「 手続 」を「 基準 」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

(大津市サイクリングターミナル条例の一部改正)

第23条 大津市サイクリングターミナル条例 (平成13年条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「 手続 」を「 基準 」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第 9 条第 4 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例 (平成17年条例第36号) の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「 手続 」を「 基準 」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第 8 条第 3 項及び第 4 項を削る。

(大津市子育て総合支援センター条例の一部改正)

第25条 大津市子育て総合支援センター条例 (平成17年条例第70号) の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「 手続 」を「 基準 」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第 9 条第 4 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

附則第3項及び第4項を削る。

(大津市市民活動センター条例の一部改正)

第26条 大津市市民活動センター条例 (平成17年条例第91号) の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「 手続 」を「 基準 」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第 9 条第 4 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市木戸コミュニティセンター条例の一部改正)

第27条 大津市木戸コミュニティセンター条例(平成17年条例第92号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正)

第28条 大津市温泉保養交流施設条例(平成17年条例第96号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第10条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第11条第3項及び第4項を削る。

(大津市立野外活動施設条例の一部改正)

第29条 大津市立野外活動施設条例(平成17年条例第100号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第6条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第7条第3項及び第4項を削る。

(大津市つどいの広場条例の一部改正)

第30条 大津市つどいの広場条例(平成20年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第8条を削る。

第9条第3項及び第4項を削り、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正)

第31条 大津市旧大津公会堂条例(平成21年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第9条第4項を削り、同条第3項を同条とする。

第10条第3項及び第4項を削る。

(大津市立母子生活支援施設条例の一部改正)

第32条 大津市立母子生活支援施設条例(平成22年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附則第3項から第5項までを削り、附則第6項を附則第3項とする。

(大津市おごと温泉観光公園条例の一部改正)

第33条 大津市おごと温泉観光公園条例(平成22年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「手続」を「基準」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

第8条を削る。

第9条第3項及び第4項を削り、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

大津市リサイクルセンター木戸設置条例を公布する。

平成25年3月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第20号

大津市リサイクルセンター木戸設置条例

(設置)

第1条 資源の有効利用と廃棄物の減量の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、大津市リサイクルセンター木戸(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、大津市木戸29番地の3とする。

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

資源の有効利用と廃棄物の減量に関する情報の提供に関すること。

資源の有効利用と廃棄物の減量に関する講座、研修会等の開催に関すること。

再使用品(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第5項に規定する再使用(同項第1号に掲げる行為に限る。)を目的とした物品をいう。)の展示及び提供に関すること。

資源の有効利用と廃棄物の減量に関する活動及びコミュニティ活動のための場所の提供に関すること。

前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(会議室の使用の許可)

第4条 センターの大会議室又は小会議室(以下「会議室」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、会議室の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 会議室の使用の許可を受けることができる時間は、午前9時から午後5時までとし、別表に掲げる時間帯について許可を受けるものとする。ただし、会議室を使用しようとする者が希望する場合には、毎時0分から始まる1時間を単位とする任意の時間帯について許可を受けることを妨げるものではない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用を許可しない。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

会議室の施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

その他市長がその使用を不相当であると認めるとき。

4 市長は、会議室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

使用の許可の条件に違反したとき。

前項各号のいずれかに該当したとき。

(会議室の使用料)

第5条 使用者は、使用の許可の際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定により1時間を単位として使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料の額をその使用時間帯の時間数で除して得た額(この額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。)を1時間当たりの使用料の額として、これに使用時間数を乗じた額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、同項の使用料を後納することができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既に支払われた第5条第1項の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

室名	使用時間	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
大会議室	3,360円	3,360円
小会議室	1,050円	1,050円

大津市新型インフルエンザ等対策本部条例を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第21号

大津市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号。以下「法」という。) 第37条において準用する法第26条の規定に基づき、大津市新型インフルエンザ等対策本部 (以下「対策本部」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 大津市新型インフルエンザ等対策本部長 (以下「本部長」という。) は、対策本部の事務を総括する。

2 大津市新型インフルエンザ等対策副本部長 (以下「副本部長」という。) は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 大津市新型インフルエンザ等対策本部員 (以下「本部員」という。) は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議 (以下「会議」という。) を招集する。

2 本部長は、法第35条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(事務局)

第 5 条 対策本部の事務を処理するため、総務部及び健康保険部に事務局を置く。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

平成25年度における職員の給与の特例に関する条例を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第22号

平成25年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第 1 条 市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間 (以下「特例期間」という。) における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和31年条例第20号) 第 3 条第 1 項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年条例第39号) 第 3 条第 1 項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例 (昭和31年条例第22号) 第 3 条第 1 項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例 (昭和36年条例第17号) 第 3 条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の3.8に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当 (他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。)、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第 2 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。) 第 3 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号イに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例 (昭和32年条例第22号。

以下「教育公務員給与条例」という。)第4条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額、給与と条例第3条から第5条まで及び大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第20号)附則第7項から第9項まで又は教育公務員給与条例第4条から第6条まで及び大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第40号)附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎給料月額」という。)から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当(地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。)の額、給料の調整額(手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。)、勤務1時間当たりの給与額(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第14条第3項、大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて準用する給与と条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第2号)第3条又は給与と条例第12条(教育公務員給与と条例第14条第1項において準用する場合を含む。)の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。)及び教職調整額(手当の額の算出の基礎となる場合に限る。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成25年3月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第23号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大津市難病患者等居宅生活支援条例の廃止)

第1条 大津市難病患者等居宅生活支援条例(平成17年条例第35号)は、廃止する。

(大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大津市医療費助成条例の一部改正)

第6条 大津市医療費助成条例(昭和48年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第8号中「障害者自立支援法第52条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律施行令」に、「第 1 条第 3 号」を「第 1 条の 2 第 3 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 7 条 大津市医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

(大津市障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第 8 条 大津市障害者自立支援法施行条例(平成 18 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 7 条(見出しを含む。)中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

(大津市立障害者通所施設条例の一部改正)

第 9 条 大津市立障害者通所施設条例(平成 24 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

本則中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条、第 5 条、第 7 条及び第 8 条(第 7 条の改正規定に限る。)の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第 1 条の規定による廃止前の大津市難病患者等居宅生活支援条例の規定に基づき提供を受けた居宅生活支援サービスに係る負担金については、なお従前の例による。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 24 号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成 24 年条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の項の次に次のように加える。

大津市特別職報酬等審議会	議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに地方自治法第 100 条第 14 項の政務活動費の額に関し必要な事項を調査審議すること。	10 人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、福祉関係団体から選出された者、事業者団体等から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
--------------	--	--------	---

別表市長の部大津市湖都文化推進審議会の項の次に次のように加える。

大津市住居表示審議会	住居表示の実施を円滑かつ合理的に推進するために必要な事項を調査審議すること。	10 人以内	市民団体から選出された者、関係事業者から選出された者、関係行政機関から選出された者、市長が行う委員の公募に応募した市民及び市長が指名する市職員
------------	--	--------	---

別表市長の部大津市小児慢性特定疾患対策協議会の項の次に次のように加える。

大津市中小企業金融審査委員会	市内中小企業者の経営の安定と体質改善に必要な資金の融資をあっせんするために必要な事項を審査すること。	10 人以内	学識経験を有する者及び商工関係団体から選出された者
----------------	--	--------	---------------------------

別表市長の部大津市農政審議会の項の次に次のように加える。

大津市景観審議会	本市における良好な景観の形成を推進するために必要な事項を調査審議すること。	20人以内	学識経験を有する者、関係事業者から選出された者、関係行政機関から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
----------	---------------------------------------	-------	---

別表市長の部大津市民病院経営評価委員会の項の次に次のように加える。

大津市危険物保安審議会	危険物の製造、貯蔵及び取扱いに関する安全の確保並びに危険物に係る事故の防止の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	学識経験を有する者、事業所の消防保安担当者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
-------------	--	-------	--

別表教育委員会の部大津市中心身障害児就園就学指導委員会の項の前に次のように加える。

大津市通学区域審議会	市立学校の通学区域の適正化を図るために必要な事項を調査審議すること。	12人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、教育関係団体から選出された者及び教育委員会が指名する市職員
------------	------------------------------------	-------	--

別表教育委員会の部大津市立学校結核対策審議会の項の次に次のように加える。

大津市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議すること。	15人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、スポーツ関係団体から選出された者、関係事業者から選出された者及び教育委員会が行う委員の公募に応募した市民
--------------	---	-------	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（大津市中小企業金融審査委員会条例等の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

大津市中小企業金融審査委員会条例（昭和31年条例第26号）

大津市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第45号）

大津市通学区域審議会条例（昭和49年条例第44号）

大津市住居表示審議会条例（昭和54年条例第1号）

大津市スポーツ推進審議会条例（昭和56年条例第2号）

大津市景観審議会条例（平成18年条例第9号）

大津市危険物保安審議会条例（平成20年条例第7号）

（経過措置）

第3条 前条の規定による廃止前の大津市中小企業金融審査委員会条例第1条の規定により置かれた大津市中小企業金融審査委員会（以下「旧大津市中小企業金融審査委員会」という。）、大津市通学区域審議会条例第1条の規定により置かれた大津市通学区域審議会（以下「旧大津市通学区域審議会」という。）、大津市住居表示審議会条例第1条の規定により置かれた大津市住居表示審議会（以下「旧大津市住居表示審議会」という。）、大津市スポーツ推進審議会条例第1条の規定により置かれた大津市スポーツ推進審議会（以下「旧大津市スポーツ推進審議会」という。）、大津市景観審議会条例第1条の規定により置かれた大津市景観審議会（以下「旧大津市景観審議会」という。）又は大津市危険物保安審議会条例第1条の規定により置かれた大津市危険物保安審議会（以下「旧大津市危険物保安審議会」という。）は、この条例の施行の日をもって、それぞれ改正後の大津市附属機関設置条例（以下「新条例」という。）第1条の規定により置かれる大津市中小企業金融審査委員会、大津市通学区域審議会、大津市住居表示審議会、大津市スポーツ推進審議会、大津市景観審議会又は大津市危険物保安審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この条例の施行の際現に旧大津市中小企業金融審査委員会、旧大津市通学区域審議会、旧大津市住居表示審議会、旧大津市スポーツ推進審議会、旧大津市景観審議会又は旧大津市危険物保安審議会の委員である者は、

この条例の施行の日に、新条例第3条の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなす。

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第25号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第9条の4第1項中「次に掲げる職員」を「自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(別に市長が定める職員を除く。)」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「当該各号に掲げる額」の次に「(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加え、同項各号を次のように改める。

月額9,000円以下の家賃を支払っている職員 500円

月額9,000円を超え23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,000円を控除した額(その額が500円に満たないときは、500円)

月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を14,000円に加算した額

第10条第2項第2号ア(ア)中「(規則で定める施設に勤務する職員にあっては、当該施設までの自動車の使用距離に応じ、31,100円の範囲内で規則で定める額)」を削る。

第18条の4の次に次の1条を加える。

第18条の5 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。
2 第18条の3第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。

第26条に次の1号を加える。

大津市民病院職員駐車場の賃借料

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定及び第18条の4の次に1条を加える改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行の日から施行する。

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第26号

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第17条中「別表第1の定額による」を「1日につき300円とする。ただし、在勤地内の旅行及び市長が別に定める市町村の区域内への旅行の場合は、支給しない」に改める。

第18条第1項及び第19条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

第20条中「別表第1の旅行雑費定額」を「第17条の規定による旅行雑費の額」に、「別表第2」を「別表」に、「に相当する額による」を「の合計額に相当する額とする」に改める。

第24条中「(在勤地内における旅行以外の場合における旅行雑費を除く。)」を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の大津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第27号

大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(大津市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 大津市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料の月額」を「給料月額」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改める。

第4条第1項中「退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)」を「退職日給料月額」に改める。

第5条の3中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「25年」を「20年」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

第6条の3の表中「100分の2」を「100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

付則第3項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第3項」とする。

付則第4項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和49年条例第9号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条若しくは第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「、新条例第3条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

付則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

付則第5項中「、新条例第5条から第5条の3までの規定にかかわらず」を削る。

(大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「44年」を「42年」に改める。

(大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改め、「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中大津市職員退職手当支給条例第3条、第4条、第5条の3及び第6条の3の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成25年4月1日から平成26年6月30日までの間における第1条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例(以下この条において「新退職手当条例」という。)付則第3項(新退職手当条例付則第5項及び第3条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第13項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、新退職手当条例付則第3項中「100分の87」と

あるのは、「100分の95.5」とする。

第 3 条 平成25年 4 月 1 日から平成26年 6 月30日までの間における第 2 条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例付則第 3 項 (同条例付則第 5 項においてその例による場合を含む。) 及び第 4 項の規定の適用については、同条例付則第 3 項中「100分の87」とあるのは、「100分の95.5」とする。

第 4 条 平成25年 4 月 1 日から平成26年 6 月30日までの間における第 4 条の規定による改正後の大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の95.5」と、「104分の87」とあるのは「104分の95.5」とする。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第28号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成18年条例第12号) の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項第 2 号中「で特に困難な清掃作業」を「の作業で規則で定めるもの」に改め、同条第 2 項第 2 号中「800円」を「500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に対する手当について適用し、同日前の勤務に対する手当については、なお従前の例による。

大津市文芸奨励基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第29号

大津市文芸奨励基金条例の一部を改正する条例

大津市文芸奨励基金条例 (昭和61年条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(処分)

第 6 条 基金は、市民の文芸、演劇活動を奨励するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第30号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例 (平成12年条例第12号) の一部を次のように改正する。

別表第32項各号列記以外の部分中「受験」を「受験等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

ガス外管工事資格試験の受験講習会の受講 1 回につき 18,000円

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第31号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例 (昭和 41 年条例第 37 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「並びに同法」を「、同法」に、「を行う」を「並びに健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 78 条第 1 項に規定する指定訪問看護 (以下「指定訪問看護」という。) を行う」に改める。

第 3 条第 2 項中「 (大正 11 年法律第 70 号) 」及び「 (昭和 57 年法律第 80 号) 」を削り、同項第 1 号及び第 2 号中「費用の額」の次に「及び交通費として市長が別に定める額の合計額」を加え、同項に次の 1 号を加える。

指定訪問看護 次に掲げる額の合計額

ア 健康保険法第 88 条第 4 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 78 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める費用の額の算定方法 (以下この号において「基準」という。) により算定した額 (次の (ア) 又は (イ) に該当するときは、それぞれ (ア) 又は (イ) に定める額 (その額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を加算した額)

(ア) 訪問看護の時間 (訪問先の家庭における時間に限る。) が 90 分を超えるととき その超える時間 30 分までごとに、基準に定める訪問看護基本療養費の額の 4 分の 1 に相当する額

(イ) 大津市の休日を定める条例 (平成元年条例第 67 号) に規定する市の休日及びその日以外の日の規則で定める時間に訪問看護を受けたとき その受けた時間 30 分までごとに、基準に定める訪問看護基本療養費の額の 4 分の 1 に相当する額に 100 分の 25 を乗じて得た額

イ 交通費その他の費用として市長が別に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市訪問看護ステーション条例の廃止)

2 大津市訪問看護ステーション条例 (平成 5 年条例第 24 号) は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の大津市訪問看護ステーション条例の規定に基づき提供を受けた訪問看護に係る利用料については、なお従前の例による。

大津市立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 32 号

大津市立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

大津市立障害者福祉センター条例 (昭和 49 年条例第 32 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 33 号

大津市道路占用料条例の一部を改正する条例

大津市道路占用料条例 (昭和 28 年条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令 (昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。) 第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,210 円
--------------------	----------------------	---------

別表令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料の項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に、「同条第 3 号」を「同条第 5 号」に改め、同表令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5

号に掲げる施設の項中「第 7 条第 4 号」を「第 7 条第 6 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 7 号」に改め、同表令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 8 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
(大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例の一部改正)
- 2 大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例 (平成16年条例第59号) の一部を次のように改正する。
第10条第 2 項の表別表の部道路法施行令 (昭和27年政令第479号。以下「令」という。) 第 7 条第 1 号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備
--------------------	-----------------

第10条第 2 項の表別表の部令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設の項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に改め、同部同条第 3 号に掲げる工事用材料の項中「同条第 3 号」を「同条第 5 号」に改め、同部令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物の項中「第 7 条第 4 号」を「第 7 条第 6 号」に改め、同部同条第 5 号に掲げる施設の項中「同条第 5 号」を「同条第 7 号」に改め、同部令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 8 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 9 号」に改める。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第34号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和63年条例第25号) の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の 2 」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「滅失」を「全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損傷」に改める。

第 4 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 4 福島復興再生特別措置法 (平成24年法律第25号) 第20条第 1 項に規定する居住制限者は、前条第 1 項第 5 号に掲げる条件を具備する場合においては、同項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第11条第 1 項中「市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者」を「市内に居住する者」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、市営住宅の入居決定者は、市長が特別の事情があると認めるときは、市長が適当と認める者を同項の規定による連帯保証人とすることができる。

第 4 章中第17条の次に次の 1 条を加える。

(家賃の督促)

第17条の 2 市長は、入居者が前条第 2 項及び第 3 項の納付期限までに家賃を納入しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 市長は、前項の督促に係る通知をしたときは、督促手数料として 1 通につき100円を徴収する。

第36条第 4 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同条第 6 項中「第 1 項第 7 号」を「第 1 項第 8 号」に改め、同条第 8 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

第49条中「第17条」の次に「、第17条の 2 」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第35号

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条の3中「その他の職員で公営企業管理者が定める者」を「（公営企業管理者が定める職員を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第36号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「105.5キロワット」を「351.6キロワット」に改める。

第5条第1項中「整圧器等を」を「整圧器を」に改め、同条第6項及び第7項中「整圧器等」を「整圧器」に改める。

第8条の3第3項中「位置替え」の次に「、検定期間満了による取替え又は故障による修繕」を加える。

第19条第4項中「小数点第5位」を「小数点第3位」に改める。

第19条の2第1項第3号及び同条第2項第3号中「2パーセント」を「5パーセント」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、新たにガスの使用を開始した場合において、その使用の申込みの際に前項の承諾を受けたときは、その開始日とする。

第19条の3第1項中「小数点第5位」を「小数点第3位」に改め、同項第1号中「69,810円」を「104,580円」に、「0.9873」を「0.9783」に、「0.0138」を「0.0232」に改め、同項第2号中「43,630円」を「65,360円」に改める。

別表第1第1項の表を次のように改める。

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額
2.5立方メートル毎時以下	170,000円
4立方メートル毎時	272,000円
6立方メートル毎時	408,000円
10立方メートル毎時	680,000円
16立方メートル毎時	1,088,000円
25立方メートル毎時	1,700,000円
40立方メートル毎時	2,720,000円

別表第1第2項中「60,000円」を「68,000円」に改める。

別表第2から別表第8までを次のように改める。

別表第2（第19条関係）

一般契約に適用する料金表

1 料金表A

適 用 区 分	使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター1個につき1か月 670円
基 準 単 位 料 金	1立方メートルにつき 153.98円

2 料金表B

適 用 区 分	使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,013円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 136.83円

3 料金表 C

適 用 区 分	使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,118円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 134.73円

4 料金表 D

適 用 区 分	使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,228円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 133.63円

5 料金表 E

適 用 区 分	使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,858円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 130.48円

6 料金表 F

適 用 区 分	使用量が500立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,898円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 128.40円

別表第 3 (第19条関係)

小型空調契約に適用する料金表

1 料金表 A

適 用 区 分	使用量が 0 立方メートルから50立方メートルまでの場合	
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 840円	
基 準 単 位 料 金	冬 期	1 立方メートルにつき 123.75円
	その他期	1 立方メートルにつき 97.50円

2 料金表 B

適 用 区 分	使用量が50立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合	
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,260円	
基 準 単 位 料 金	冬 期	1 立方メートルにつき 115.35円
	その他期	1 立方メートルにつき 89.10円

3 料金表 C

適 用 区 分	使用量が200立方メートルを超える場合
---------	---------------------

基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月	3,130円
基準単位	冬 期	1 立方メートルにつき 106.00円
料 金	その他期	1 立方メートルにつき 79.75円

別表第 4 (第19条関係)

空調夏期契約 1 種のその他期に適用する料金表

定 額 基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月	31,500円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき	840円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき	68.65円

別表第 5 (第19条関係)

空調夏期契約 2 種のその他期に適用する料金表

定 額 基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月	9,450円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき	840円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき	77.05円

別表第 6 (第19条関係)

家庭用空調契約に適用する料金表

1 料金表 A

適 用 区 分	その他期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合	
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月	670円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき	153.98円

2 料金表 B

適 用 区 分	その他期の使用量が 20 立方メートルを超える場合	
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月	1,993円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき	87.83円

3 料金表 C

適 用 区 分	冬期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合	
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月	670円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき	153.98円

4 料金表 D

適 用 区 分	冬期の使用量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの場合	
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月	1,013円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき	136.83円

5 料金表 E

適 用 区 分	冬期の使用量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合	
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月	2,808円

基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 100.93円
-------------	---------------------

6 料金表 F

適 用 区 分	冬期の使用量が100立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,918円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 99.83円

別表第 7 (第19条関係)

家庭用ガス温水床暖房契約に適用する料金表

1 料金表 A

適 用 区 分	その他期の使用量が 0 立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 670円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 153.98円

2 料金表 B

適 用 区 分	その他期の使用量が20立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,678円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 103.58円

3 料金表 C

適 用 区 分	冬期の使用量が 0 立方メートルから20立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 670円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 153.98円

4 料金表 D

適 用 区 分	冬期の使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,013円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 136.83円

5 料金表 E

適 用 区 分	冬期の使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,808円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 100.93円

6 料金表 F

適 用 区 分	冬期の使用量が100立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,918円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 99.83円

別表第 8 (第19条関係)

家庭用コージェネレーションシステム契約に適用する料金表

1 料金表 A

適 用 区 分	その他期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 670 円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 153.98 円

2 料金表 B

適 用 区 分	その他期の使用量が 20 立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,078 円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 83.58 円

3 料金表 C

適 用 区 分	冬期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 670 円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 153.98 円

4 料金表 D

適 用 区 分	冬期の使用量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,013 円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 136.83 円

5 料金表 E

適 用 区 分	冬期の使用量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,253 円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 92.03 円

6 料金表 F

適 用 区 分	冬期の使用量が 100 立方メートルを超える場合
基 本 料 金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,413 円
基 準 単 位 料 金	1 立方メートルにつき 90.43 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大津市ガス供給条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに伴う本支管及び整圧器等（新条例第 5 条第 6 項の規定により使用者の所有となる整圧器を除く。以下同じ。）の工事について適用し、施行日前の申込みに伴う本支管及び整圧器等の工事については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 4 章及び別表第 2 から別表第 8 までの規定は、施行日以後の期間の使用量に係る料金について適用し、施行日前の期間の使用量に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、料金算定期間のうちに施行日前の期間及び施行日以後の期間があるときは、別に公営企業管理者が定めるところにより、当該料金算定期間の使用量をそれぞれの期間の日数に応じて施行日前の期間の使用量と施行日以後の期間の使用量とに案分し、それぞれの使用量に応じ、改正前の大津市ガス供給条例の例により算定した施行日前の期間の早収料金の額及び新条例の規定により算定した施行日以後の期間の早収料金の額の合計額を当該料金算定期間の早収料金とする。

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第37号

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大津市生涯学習センター条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（観覧料）

第10条 大津市科学館のプラネタリウム及び常設展示を観覧しようとする者は、別表第 2 に定める観覧料を納付しなければならない。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第10条関係）

1 プラネタリウム観覧料

区分	金額（1人につき1回）	
	小学生、中学生及び高校生	一般
個人	200 円	400 円
団体	160 円	320 円

備考

1 この表中「小学生」とは小学校（特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する児童を、「中学生」とは中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する生徒を、「高校生」とは高等学校（中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校で高等学校に準ずるものを含む。以下同じ。）に在学する生徒をいう。

2 この表中「一般」とは、小学校に就学するまでの者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

3 小学校に就学するまでの者は、無料とする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの

市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの

市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

前3号に規定する者を介護する者（前3号に規定する者1人につき1人に限る。）

市内に住所を有する者で、65歳以上のもの

5 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

2 常設展示観覧料

区分	金額（1人につき1回）
個人	100 円
団体	80 円

備考

1 小学校に就学するまでの者は、無料とする。

2 別表第 2 第 1 項の表備考第 4 項各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

3 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。